



島根県報

平成22年10月12日（火）

第2,230号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県微量PCB汚染廃電気機器等把握支 援事業補助金の交付の対象等を定める告示 （廃棄物対策課） 2

告 示

島根県告示第601号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成22年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金

2 交付の目的

意図せずに微量のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）によって汚染された可能性のある電気機器等（以下「微量PCB汚染電気機器等」という。）の絶縁油に含まれるPCB濃度を分析する費用の一部を補助することにより、微量PCB汚染電気機器等の適正な処理を促進することを目的とする。

3 交付の対象となる者

県内の事業場等において、微量PCB汚染電気機器等を保管し、又は使用している法人（国及び島根県の機関を除く。）又は個人

4 補助対象経費

分析機関（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明の事業の登録（計量法施行令（平成5年政令第329号）第28条第1号に掲げる物象の状態の量の計量証明の事業に係る事業の区分に限る。）を受けている事業所に限る。以下同じ。）に委託して実施する微量PCB汚染電気機器等の絶縁油に含まれるPCB濃度の分析調査及び分析機関その他の者に委託して実施する絶縁油の試料採取に要する費用

5 交付の率及び交付の限度額

補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の2分の1以内。ただし、微量PCB汚染電気機器等1台当たり15,000円以内の額とする。